

福井海区漁業調整委員会指示第8-1号

福井海区漁業調整委員会指示第8-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、松出シ瀬海域におけるいか類を除く水産動物（以下「水産動物」）の採捕について、次のとおり制限する。ただし、福井海区漁業調整委員会の承認を受けた船舶を使用し、かつ福井海区漁業調整委員会が発行する標旗を掲げて行う場合は、第2項第2号を除きこの限りでない。

令和8年3月17日

福井海区漁業調整委員会
会長 小林 利幸

第1 松出シ瀬海域

点Aと点Bを結ぶ線と、水深200メートルの等深線とで囲まれた松出シ瀬および大グリの海域とする。（以下「松出シ瀬海域」という。）

点A：北緯 36度14分11.076秒（日本測地系 北緯 36度14分）
東経135度53分49.490秒（日本測地系 東経135度54分）
点B：北緯 36度24分11.024秒（日本測地系 北緯 36度24分）
東経136度5分49.404秒（日本測地系 東経136度6分）

第2 制限内容

- 1 手釣りまたはさお釣りにより水産動物を採捕してはならない。
- 2 遊漁船業者は、水産動物を採捕する利用客を、当該海域に案内してはならない。

第3 承認漁法

承認の対象漁法は、釣り漁業が行う釣り、遊漁が船を錨等で固定させずに行う手釣りまたはさお釣り（まき餌釣りは除く、以下「流し釣り」という。）とする。

第4 承認区域

釣り漁業および遊漁の承認をする区域は、次のとおりとする。

- (1) 釣り漁業：松出シ瀬海域
- (2) 遊漁：松出シ瀬海域のうち、北緯36度24分11.024秒（日本測地系北緯36度24分）以北および東経135度59分49.436秒（日本測地系東経136度00分）以東の区域

第5 操業および遊漁の期間

操業および遊漁の期間は、次のとおりとする。

- (1) 釣り漁業：4月1日から翌年3月31日まで
- (2) 遊漁：4月15日から8月31日まで

第6 承認隻数等

釣り漁業の承認隻数または遊漁の標旗発行枚数は、次のとおりとする。

- (1) 釣り漁業：福井県と石川県に住所を有する漁業者 220隻以内。
- (2) 遊漁：標旗の発行枚数 140枚以内。

第6の2

釣り漁業に関し、前項の隻数を超えて申請があった場合の承認については、前年度の操業実績者を優先するものとし、操業実績のない者および新規の申請者については、福井海区漁業調整委員会による公正な抽選に基づき承認する船舶を選定する。

第6の3

遊漁の承認については、要件を満たす全ての申請者に対して承認する。ただし、標旗は次に示した団体（以下「遊漁団体」という。）に預け、管理および調整を託する。

- 1 福井県：福井県漁場利用協議会
- 2 石川県：石川県プレジャーボート連絡協議会

第7 承認の申請

釣り漁業にかかる承認を受けようとする船舶の所有者または使用者は、所属する漁業協同組合長の副申書および名簿とともに、申請書を福井海区漁業調整委員会長に提出しなければならない。

遊漁にかかる承認を受けようとする船舶の所有者または使用者であって遊漁団体に所属する者は、遊漁団体の長の副申書および名簿とともに、申請書を福井海区漁業調整委員会長に提出しなければならない。

遊漁にかかる承認を受けようとする船舶の所有者または使用者であって遊漁団体に所属しない者は、申請書および誓約書を福井海区漁業調整委員会長に提出しなければならない。

ただし、当該海域において、試験研究または教育実習のために水産動物を採捕する場合は、副申書に代えて、試験研究計画書または教育実習計画書を添付した申請書を福井海区漁業調整委員会長に提出して、承認を受けなければならない。

第7の2

遊漁にかかる承認を申請する場合は、次の内容を確認できる書面の写しを提出しなければならない。

- 1 総トン数15トン未満の船舶で、船舶検査証書の航行区域において松出シ瀬海域を航行区域に含む船舶であること。
- 2 1級小型船舶操縦士免許の有資格者であること。
- 3 松出シ瀬海域において確実に陸船間の連絡が可能な通信設備を装備している船舶であること。
- 4 対物賠償および対人賠償にかかる賠償責任ならびに船体救助および人命救助にかかる捜索救助費用に関する保険に加入している者かつ船舶であること。

第7の3

福井県に住所を有しない者で、釣り漁業にかかる承認を受けようとする船舶の所有者または使用者は、その住所の所在する都道府県の知事の副申書を添付しなければならない。

第7の4

船舶を所有しない者で、当該承認を受けようとする使用者は、船舶使用承諾書を申請書に添付しなければならない。

第8 承認証の交付

福井海区漁業調整委員会長は、承認をした時は、承認証を交付するものとする。

第9 制限または条件

承認するに当たっては、次のとおり制限または条件を付する。

- (1) 承認を受けた船舶を使用して釣り漁業または遊漁を行う時は、標旗を船橋の見やすい場所に揚げなければならない。
- (2) 釣り漁業の乗組員は、船舶検査証書に記載された漁労をする人数以内とする。
- (3) 遊漁の乗組員は3人以内で、使用する竿数は3本以内とする。

第9の2

釣り漁業の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、4月および10月を始期とする半期について、各期の終了後1か月以内に釣獲実績報告書を所属する漁業協同組合を通じ、福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

また、遊漁の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、遊漁期間の終了後1か月以内に釣獲実績報告書を福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

第9の3

承認を受けた船舶を使用して、釣り漁業または遊漁を行う時は、第8に規定する承認証を船舶に備え付けておかなければならない。

第9の4

承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、前各項に定めるものの他、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

第10 違反者の措置

承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者が、制限または条件あるいは指摘事項に違反した場合には、福井海区漁業調整委員長は当該船舶の承認を取り消すことができる。

第11 遊漁団体への指摘

遊漁団体は、第6の3項に規定する標旗の管理および調整の他、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

第12 申請書類等の様式

申請に必要な書類等の様式は、福井海区漁業調整委員会が別に定める。

第13 指示の有効期間

令和8年3月17日から令和10年4月30日まで